主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴 四一九条ノニに定められている抗告のみか右の場合に当ることは、当裁判所の判例 とするところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。従つて、 最高裁判所に対する抗告申立には、その抗告理由は同四一九条ノニによつて、原決 定において、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした 判断を不当とするものでなければならない。ところが、本件抗告理由が右の場合に 当らないことは、抗告理由自体により明らかであるから、本件抗告を不適法として 却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和二八年一一月二〇日

最高裁判所第二小法廷

_		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			山	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官